

計画の位置づけ

飯田市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針や実施する措置等を示すもので、長野県インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。

改定の背景と課題

新型コロナウイルス感染症への対応では、想定を超える感染拡大の中で、平時からの備えや関係機関との連携体制をあらかじめ整えておくことの重要性が明らかになりました。
感染の波が繰り返され長期化する中で、対策の切替えや社会経済活動との両立を適切に行うため、状況変化に応じた機動的な対応の必要性が明確になりました。
科学的根拠に基づく正確な情報をわかりやすく発信し、行動制限を伴う対策の意図を丁寧に伝えるなど、市民の理解と協力を得るための情報発信体制の充実が求められました。

対策の目的・基本的戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチン対応の時間を確保し、重症者や死亡者の減少を図ります。
- 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする
感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、市民生活や経済への影響を最小化し、感染症対策により社会活動の安定を確保します。

対策のポイント

I 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練
- ・協定締結により医療提供体制や検査体制等を整備
- ・个人防护具等の備蓄
- ・人材育成を含めた体制整備

II 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理
- ・中長期的に複数の波が来ることも想定

III 柔軟かつ機動的な切替え

- ・状況の変化（検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて、対策を切替え
- ・対応段階を現在の6段階から3段階（準備期・初動期・対応期）に分け、対策項目ごとに切替えタイミングを示す

IV 対策項目の拡充

従来7項目だった長野県行動計画の対策項目は、課題となった項目を中心に独立させ、13項目に拡充。うち、市が対象とする対策項目は以下の7つ

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止
- ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

V 各対策項目の横断的視点

3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化

- ①人材育成 ②国と地方公共団体との連携 ③DXの推進

飯田市行動計画の各項目における準備期・初動期・対応期の取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 市行動計画等の作成や体制整備・強化 国及び地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置（対策本部の設置等） 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の派遣・応援への対応 必要な財政上の措置 緊急事態措置の検討
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する情報提供・共有 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 双方向のコミュニケーションの実施
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国内でのまん延防止対策の準備 業務継続計画に基づく対応の準備 	
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 基準に該当する事業者の登録等（特定接種） ワクチンの接種に必要な資材確保の準備 ワクチンの供給体制の想定 接種体制の構築 情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 ワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供に基づき、接種体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の実施 情報提供・共有 実施する予防接種に係る情報や国が提供する情報の市民への周知
⑤保健			<ul style="list-style-type: none"> 健康観察及び生活支援 県が実施する当該患者の健康観察や、日常生活を営むための必要なサービスの提供に協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄等 感染症対策物資等の備蓄等と状況の確認 		
⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備（DXの推進） 物資及び資材の備蓄 生活支援を要する者への支援等の準備 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の火葬・安置 火葬能力の限界を超える場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の生活の安定の確保を対象とした対応 メンタルヘルス対策、生活支援、教育・学びの継続、物価の安定、埋葬・火葬の特例 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 事業者に対する支援、生活及び地域経済の安定に関する措置